

## 細則

### 1. 定款第5条の会員資格は次の通りとし、理事会の承認を得た者

#### (1) 正会員（甲）－（企業会員）

次の要件を全て満たす企業、但し議決権は代表者1票とする。

- ① 過去5年以内に（現在施工中も含む）国、県、市町村指定の文化財建造物の修理工事で、単体契約金額（税別）が1000万円以上の施工経験を有すること。
- ② 特定非営利活動法人日本伝統建築技術保存会主催の「中級 日本伝統建築技術養成研修」又は「伝統建築技能研修（後期）」（両研修を以下、後期研修と云う）、又は公益財団法人文化財建造物保存技術協会の文化財建造物木工技能研修（以下、木工技能研修と云う）の普通コース又は上級コースの修了認定者が2名以上（内1名は代表者も可）在籍していること。（直接雇用者に限る）
- ③ 建設業の経営事項審査を毎年受審していること。

#### (2) 正会員（乙）－（個人会員）

文化財指定建造物の修理経験を有し、次の要件のいずれかに該当する企業経営者又はそれに準じる者（以下、企業経営者と云う）

- ① 後期研修、又は木工技能研修で修了認定された者
- ② 上記認定者を直接雇用している者
- ③ 京都府・滋賀県・奈良県より文化財修理工事で、木工事又は建築一式工事の指名を受けている者
- ④ 上記1、(1)、②に規定する認定者と同等以上の知識と技能を有し、理事の推薦を受けた者

#### (3) 準正会員

次の要件のいずれかに該当する者

- ① 後期研修又は木工技能研修で修了認定された企業経営者
- ② 上記認定者を直接雇用している企業経営者

#### (4) 準会員（甲）－（技能認定会員）

次の要件のいずれかに該当する者

- ① 後期研修又は木工技能研修で修了認定された者
- ② 地方公共団体に所属する上記認定者

#### (5) 準会員（乙）

伝統的木造建築技術の修得に意欲を示す者及び地方公共団体に所属する木工技能者

#### (6) 賛助会員

本会の事業を援助する個人又は法人

#### (7) 特別会員

学識経験者・文化財所有者・文化財建造物修理技術者・設計事務所等で、役員の推薦を受けた者。

2. この法人の設立当初の入会金及び会費は、定款第8条にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 年会費と同額とする但し、入会した年度の会費は免除する。

(2) 年会費	正会員 (甲)	25,000円
	〃 (乙)	25,000円
	準正会員	12,000円
	準会員 (甲)	8,000円
	〃 (乙)	8,000円
	賛助会員	30,000円
	特別会員	無料